

地方税法の一部改正に伴う市税条例の改正の概要

(平成25年12月24日条例第73号)

消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、日帰り入湯客に係る入湯税の課税免除に関する基準を改めました。

この改正は、これまで入湯税が課税免除されてきた一定の日帰り入湯客について、消費税の引上げにより新たに入湯税が課税されることがないように、免除の基準を改めるものです。

(改正内容)

日帰り入湯客に係る入湯税については、入湯料金が一定額以下の場合、課税を免除している。この課税免除の基準については、従前は「消費税額及び地方消費税額に相当する額を含んで1,000円以下」としていたが、これを「消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いて1,000円以下」に改める。

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する方	
税率	① 宿泊客：1人1泊につき150円 ② 日帰り客：1人1日につき100円	
課税されない方	① 小学生以下の方	
	② 共同浴場又はいわゆる銭湯に入湯する方	
		③
	改正前	入湯料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を 含む 。）以下である施設に日帰りで入湯する方
	改正後	入湯料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を 除く 。）以下である施設に日帰りで入湯する方
	④ 学校（大学等を除く。）の生徒等で、修学旅行その他学校行事に参加している方及びその引率者	
	⑤ 医療提供施設において入湯する方	

(施行期日)

平成26年4月1日